

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|---------------------------------|---------|
| 件名 | 修繕契約（本庁舎冷温水発生機（2号機）冷却水水室ケース仕切板） | 5200681 |
| 工（納）期 | 令和5年3月31日 | |
| 契約締結日 | 令和5年1月16日 | |
| 契約金額 | 539,000円（消費税込み） | |

| | | |
|---------|--------------------------------------|--|
| 契約相手方 | 株式会社日立ビルシステム (法人番号：2010001027031) | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|---------|--|
| 件名 | 修繕契約（本庁舎冷温水発生機（2号機）冷却水水室ケース仕切板） |
| 指名業者（案） | 名称 株式会社日立ビルシステム 所在地 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地 代表者 取締役社長 光富 眞哉 |
| 特命理由 | <p>本件は、本庁舎の冷温水発生機（2号機）について、冷却水水室ケース内の冷水と温水を仕切るための仕切板に腐食による穴あきが見られたため、穴を塞ぐ修繕を実施するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>上記業者は、本設備の製造メーカーであり、保守点検も行っているため、設備の状況を最も熟知している。また、責任の明確化を図る観点からも上記業者に委託することで安全かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者の指定は妥当であると判断し、当該業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他特記事項 | 根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの） |